

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」のご案内

平素より、当センターの事業に対しまして、種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示により、高所作業において墜落による危険を防止する為、「平成31年2月1日以降、高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」を行う者に特別教育を義務づけました。これを受け、当センターでは、事業者の皆様にかわり、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を下記のとおり開催いたします。



記

1. 実施日時 **令和3年10月20日（水） 8：50～16：30**（法定講習時間・6時間）
※講習終了後、効果測定（確認試験）を行います。
2. 会場 **北見地域職業訓練センター 講堂**
北見市東三輪5丁目1番地4 ☎ 0157-61-3116
3. 定員 **36名**（会場は席間隔を空けるため、二人掛けの机にお一人の配置といたします）
※定員になり次第、または、10月12日（火）に締め切ります。
※一定数に満たない場合は、中止させていただくことがあります。
4. 対象者 **満18歳以上で、フルハーネス型安全帯を使用する作業に就く方。**
5. 受講料 **7,000円**（消費税・テキスト代を含む）
※お申し込み後、一度納入された受講料につきましては中止の場合以外、原則としてご返金できませんので、ご了承ください。
6. 申込方法 **受講申込書に漏れ無くご記入・捺印の上、写真2枚と受講料を添え、当協会窓口までご持参ください。**

* 受講申込書は、こちらからダウンロードください。



7. その他 「フルハーネス型安全帯」をお持ちの場合は、ご持参願います。
また、**新型コロナウイルス感染症対策として、施設内ではマスク着用と手指消毒のご協力をお願いいたします。**

* 詳しくは、当センターまでお電話にてお問い合わせください。

墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に従事される皆様へ

- * この講習は、労働安全衛生法第59条第3項に定められた特別教育となります。
平成31（2019）年2月1日以降に未修了で業務を行った場合は、安衛法第119条の罰則（懲役6か月以下、若しくは50万円以下の罰金）に該当します。
- * **旧規格品のフルハーネス型安全帯の使用猶予期間は、令和3（2021）年12月31日まで**となります。
令和4（2022）年1月1日以降は、旧規格品は使用できません。
- * 上記猶予期間は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」の受講猶予期間ではありませんのでご注意ください。

【講習実施団体】

北海道労働局長登録教習機関
（一社）北見地域職業訓練センター運営協会
（スキルアップセンター北見）

〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4
☎ 0157-61-3116 FAX 0157-68-1285
E-mail: info@suc-kitami.ac.jp